

## 令和6年第15回 教育委員会会議 定例会 会議録

1 日時 令和6年11月18日(月) 11時00分～11時28分

2 場所 教育委員会会議室

3 出席者

教育長 桑原昭佳

委員 上田敬子(議長)、大隈恵子、高石双樹、安永卓生

事務局職員

教育部長(山田哲史)、教育総務課長(梶原康治)、学校教育課長(吉村浩一)、  
学校教育課長補佐(岡松賢吾、平田隆輔、栗原美紀、有吉ひろみ)、学校給食課長(宮本敏行)、  
生涯学習課長(中村達也)、生涯学習課長補佐(石川律子)、文化課長(瀬尾善忠)、  
文化課文化財保護推進室長(渡邊淳)

書記

教育総務課総務係長(大久保恵子)、教育総務課総務係員(湯浅美穂)

4 案件

(1) 議決事項

議案第37号 令和6年度教育に係る補正予算

議案第38号 財産の取得(小学校教師用指導書)(追認)

議案第39号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議案第40号 飯塚市文化振興審議会委員の委嘱

(2) 報告事項

(3) 協議事項

① 教育行政について

◆令和6年第15回教育委員会会議 定例会 会議録

(開催日時：令和6年11月18日(月) 11時00分～11時28分)

○上田委員

ただいまより令和6年第15回教育委員会会議 定例会を開会いたします。

■議案第37号 令和6年度教育に係る補正予算

〈説明：教育総務課長(梶原康治)〉

議案第37号「令和6年度教育に係る補正予算」についてご説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。提案理由としましては、令和6年度一般会計補正予算について、別紙のとおり市議会に提出されるにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定及び市長の権限に属する事務を委員会又は委員の事務を補助する職員に補助執行させることに関する規則第4条第1項別表第2項第10号の規定により、本案を提出するものでございます。

議案書の2ページをお願いいたします。2ページから3ページにかけては、補正予算概要書を提出いたしております。教育に係る歳出予算の全体的な金額を、議案書2ページ右上の表に記載しております。一般会計で、5,148万6千円の増額補正を行い、その結果、補正後の額が70億1,394万5千円となっております。

では、教育総務課の主な予算についてご説明いたします。

歳出予算でございますが、民生費のその他の青少年対策費につきましては、82万9千円を補正額として新たに計上しております。返還金の理由といたしましては、令和5年度事業として、児童館・児童センターの空調修繕及び改修工事を行うため、国費の「子ども・子育て支援交付金」及び県費の「放課後児童クラブ室施設整備費補助金」を活用・充当し、それぞれ補助金申請を行い、国費については制度上可能な概算払いにより、先に交付金の受け入れを行ってまいりました。

その後、改修工事が完了し、県費の補助金について再度交付要綱の確認した結果、既存建物の破損や老朽化に伴う改修や修繕は補助対象とならないと回答を受けまして、既に概算払いにより受け入れを行っていた国庫補助金についても同様の取扱いで補助対象外であったことから、当該交付金を全額国へ返還するものでございます。

次に、小学校費の35人学級編成対応事業費と中学校費の各学校整備事業費につきましては、35人学級編成対応や市街地における人口増に伴う不足教室の解消を目的に、小学校は、立岩小学校、片島小学校、飯塚鎮西小学校、庄内小学校、椋本小学校の5校、中学校は飯塚第一中学校を対象に6校分のプレハブ校舎借上料を債務負担行為にて計上し、令和7年度から令和11年度にかけてリース契約を行うこととしてまいりました。ですが、直近のデータを基に今後のクラス編成の推移を精査し、転用可能な教室を再調査した結果、利用頻度が低いパソコン教室を改修することで、令和7年度に向けての教室確保が可能であることが判明したため、リース方式による校舎借上から既存教室の改修に変更するものでございます。

既存教室の改修に伴う予算としまして、小学校4校分、中学校1校分のパソコン教室の不要備品の処分に係るごみ処理手数料としまして、内訳に記載してありますように、小学校分では721万6千円、中学校分では180万4千円、各所整備工事費としまして、小学校分では5,730万円、中学校分では1,440万円を増額補正し、改修教室分の必要な備品の校用備品費として、小学校分では839万4千円、中学校分では157万4千円をそれぞれ減額補正するものであります。

また、中学校費につきましては、災害対策工事として実施している測量設計委託料の契約額確定に伴

い執行残 204 万 8 千円を減額補正いたしております。

このことから、小学校費については、5,612 万 2 千円、中学校費については、1,257 万 9 千円を増額補正し、これに関連しまして 2 ページ下段の債務負担行為として計上しておりました、校舎借上料を令和 7 年度から令和 11 年度の 5 ヶ年の債務負担行為を廃止するものでございます。

最後に、繰越明許費でございます。旧潤野小学校解体工事については、近隣住民や地元関係者を踏まえ、工事管理や安全対策として、グラウンド利用者と工事関係者との出入口を北側正門と南側裏門に分離しております。南側裏門を工事車両の出入口として 1 本化したことにより、当初事業計画・発注計画の見直しを行い、年度内の完了が見込めなくなったため工事期間を調整し、新たに繰越明許費を設定するものでございます。

以上、簡単ですが教育総務課の説明を終わります。

《説明：学校教育課長(吉村浩一)》

学校教育課の予算を説明いたします。

議案書の 3 ページをお願いいたします。歳出でございますが、民生費その他の青少年対策費国県補助金等返還事業費として、3,259 万 2 千円を皆増で新規計上しております。この返還金は、令和 5 年度の児童クラブ運営に係る補助金について、事業完了後に精算し余剰の補助金を返還するものとなります。

返還金額の内訳は、子ども子育て支援国庫交付金が 1,801 万 5 千円、放課後児童健全育成事業費県補助金が 1,448 万円、放課後児童クラブ利用減免事業費県補助金が 9 万 7 千円となっております。

続きまして、債務負担行為でございます。令和 7 年度から使用する中学校教師用指導書等購入費として、2,263 万 8 千円を計上しております。これまでは、使用する年度当初の契約により指導書を購入しておりましたが、事務の適正化を図るため、令和 6 年度中に指定取次所と契約を締結するため新たに債務負担行為を要求したものとなります。

以上で学校教育課の説明を終わります。

《説明：学校給食課長(宮本敏行)》

学校給食課の補正予算についてご説明いたします。

記載しておりますとおり、歳入予算の分担金及び負担金につきましては、当初見込より人数が減少したこと及び不登校等による欠席する児童生徒が増加したことに伴い、小学校給食費負担金が 237 万 3 千円の減、中学校給食費負担金が 999 万 5 千円の減となっております。

次に、歳出予算の学校給食賄材料費につきましては、物価高騰が続いており、給食用物資の価格も上昇しているところですが、学校給食の提供に必要な栄養バランスを維持する必要があることから、令和 6 年 9 月の 2 学期から令和 7 年 3 月の 3 学期まで給食用物資の価格上昇率を小学校では 17.41%増、中学校では 16.42%増で見込み、賄材料費の補正予算を計上しております。ただし、中学校賄材料費につきましては、人数が減ったことにより減額した補正予算を計上しております。

これにより、小学校賄材料費は 976 万 3 千円の増、中学校賄材料費は 257 万 6 千円の減、合計で 718 万 7 千円の増となっております。なお、この増額分の財源は一般財源を充当し対応したいと考えております。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。

《説明：生涯学習課長(中村達也)》

生涯学習課の補正予算について説明いたします。

歳出、教育費社会教育費公民館費でございます。現在、生涯学習課が所管・管理しておりますイイヅカコミュニティセンターの施設管理費につきまして、電気料金に係る政府支援等もあり、光熱水費等が

一部不要となる見込みとなったため、合計 206 万 9 千円を減額するものでございます。

以上で生涯学習課の説明を終わります。

《説明：文化課長(瀬尾善忠)》

文化会館費の文化会館管理運営事業費につきましては、本来市が負担すべき修繕であったものを、緊急を要すことから指定管理者が実施し、その修繕費用を負担していることから、その費用 209 万円を増額補正し、文化会館指定管理委託料予算 1 億 4706 万 5 千円を 1 億 4915 万 5 千円に変更するものです。

以上、説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

#### ■議案第38号 財産の取得(小学校教師用指導書)(追認)

《説明：学校教育課長(吉村浩一)》

議案第38号「財産の取得(小学校教師用指導書)(追認)」についてご説明いたします。

議案書4ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、財産の取得(小学校教師用指導書)(追認)について、別紙のとおり市議会に提出されるにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び市長の権限に属する事務を委員会又は委員の事務を補助する職員に補助執行させることに関する規則 第4条第1項別表第2項第10号の規定により、議案2件を市議会に提出することを承認いただくものです。

議案内容について説明いたします。議案書5ページをお願いいたします。まず、1件目は、取得する財産 小学校教師用指導書 704冊、取得価格 3,470万6,430円、契約の相手方は飯塚市飯塚18番7号 株式会社元野木書店 代表取締役 元野木治比古、契約の方法は随意契約となっております。

議案書6ページをお願いいたします。2件目は、取得する財産 小学校教師用指導書 512冊、取得価格 2,524万1,040円、契約の相手方 飯塚市忠隈367番地3 太田書店 太田直子、契約の方法は随意契約となっております。

本議案に関しては、小学校教師用指導書の購入に際し、地方自治法第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき、取得する財産の予定価格が2,000万円を超えるため、市議会の議決を得る必要がございましたが、議決を経ないまま契約を行うという不適切な事務処理を行っておりました。

このため、これら2件の契約を遡って有効なものとするため、12月議会に議案2件を上程し、改めて議会の承認をいただきたいと考えております。以上でございます。

#### ○高石委員

今回の第38号の議案に関しては、追認ということで、今2,000万円を超える財産の取得については先ほど説明がありましたが、どのような経緯で運用されてしまったか教えてもらえますでしょうか。

#### ○学校教育課長

新聞等で他の自治体での同様の不適切な事務処理報道を受けまして、8月下旬から学校教育課内でも検討をしておりました。法律及び市条例の理解不足から、指導書は動産に該当しない、との判断をしておりました。

9月中旬に市の総務課法制係より本市契約内容の確認依頼があり、再確認の結果、指導書は動産に該当する可能性があるとの指摘を受け、調査を開始いたしました。その結果、契約及び支出に関しまして関

係課と協議し、今後の対応を含めて誤りが確定しましたのが9月下旬となっております。

このような不適切な事務処理の原因につきましては、まず法律及び市条例の認識、理解が不足していた点が挙げられます。具体的には、市条例におきましては予定価格2,000万円を超える不動産・動産の購入については、議会の議決に付すこととなっているのですが、先ほど申しましたとおり動産には指導書といった消耗品は含まれないと誤った認識をしていたことが原因でございます。

次に、これまでの指導書購入に係る契約は、取得価格が2,000万円未満であったため、前例を踏襲し、関連法律及び条令等の確認を行わないまま事務処理を行ったことが原因となっております。

#### ○高石委員

理解ができました。今後、市民の皆さんに混乱が生じないように、指導書は必要な財産の取得ということになりますから、子どもたちの学びに支障が起こらないようにご対応をいただければと思っています。

#### ○学校教育課長

市の皆さんへのお知らせにつきましては、学校教育課のほうで検討しまして、適切に判断してからお知らせをしたいと考えております。

(原案可決(全会一致))

#### ■議案第39号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

《説明：学校教育課長(吉村浩一)》

議案第39号「飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

議案書7ページをお願いします。本案は、令和6年8月8日付人事院勧告及び令和6年10月2日付福岡県人事委員会の「福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について」に基づき、本市教育職員の給与を改正する必要が生じたことに伴い、現在条例改正に向けて準備を進めております。国から正式な文書が届き次第、飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を令和6年第4回市議会定例会の追加議案として提出することを承認いただく議案でございます。

提案理由といたしましては、飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり市議会に提出されるにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長より教育委員会の意見を求められたため、本案を提出するものです。

議案書8ページの別紙をお願いいたします。市議会に提出する議案内容をご説明いたします。福岡県公立学校職員の給与に関する条例の改正により、福岡県公立学校職員(常勤講師)の給与の改定が行われることから、これを参考にして本市教育職員の給与を改定するものとなっております。

議案書9ページから16ページにかけて、新旧対照形式により改正前と改正後の給料月額を記載しております。内容といたしましては、市条例第4条及び第14条関係の別表に74号級から137号級を追加するとともに、給料月額を全号級で増額改定するものとなっております。

号給の追加につきましては、県費負担講師と市費負担講師の給与の均衡を図るため、福岡県公立学校職員の給与に関する条例に併せ、追加をしたものです。

条例の施行期日は交付の日から施行し、令和6年4月1日に遡り適用いたします。

以上、簡単ではございますが、議案第39号についての説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

■議案第40号 飯塚市文化振興審議会委員の委嘱

《説明：文化課長(瀬尾善忠)》

議案第40号 飯塚市文化振興審議会委員の委嘱についてご説明いたします。

議案書の17ページをお願いします。本案は、飯塚市文化振興審議会委員の任期満了に伴い、飯塚市文化振興基本条例第13条及び飯塚市文化振興審議会規則第2条の規定に基づき、委員を委嘱するために本案を提出するものでございます。

議案書の18ページをお願いします。任期は本年12月1日から令和8年11月30日までの2年間で、名簿のとおり9名の方を委嘱するものでございます。

委員の選任につきましては、公募委員1名、飯塚文化連盟、飯塚市文化会館、各分野より専門性を考慮いたしまして選出をいたしております。

以上、簡単ではございますが、飯塚市文化振興審議会委員の委嘱についての説明を終わらせていただきます。

(原案可決(全会一致))

■教育行政について

(継続審議)

○上田委員

以上をもちまして、本日の全ての議題の審議は終了いたしました。

これをもちまして、令和6年第15回教育委員会会議 定例会を閉会いたします。

なお、次回定例会につきましては、令和6年12月18日(水)15:00からです。